



島根県報

平成28年2月2日（火）

号外第11号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第83号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	松江島根線	松江市島根町大芦5838番1地先から同町加賀73番1地先まで	前	メートル 10.10～45.40	メートル 467.00	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	12.10～50.00	465.00	
〃	安来伯太日南線	安来市伯太町草野57番1地先から同78番5地先まで	前 A	5.00～9.00	274.00	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
		前 B	9.00～26.00	260.00		
		後 B	9.00～26.00	260.00		

島根県告示第84号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野432番2地先から同425番1地先まで	メートル 185.00	平成28年 2月2日	松江県土整備事務所	
〃	浜田八重可部線	浜田市旭町丸原108番13地先から同962番4地先まで	157.00	平成28年 2月10日	浜田県土整備事務所	